

2020年4月30日

新型コロナウイルスに関連するジョージア州の対応

● 4月30日（木）、ケンブ・ジョージア州知事は、5月13日（水）を期限とする新型コロナウイルスに関連する公衆衛生上の緊急事態宣言を6月12日（金）午後11時59分まで延長する州知事令に署名しました。

州知事令：<https://gov.georgia.gov/document/2020-executive-order/04302001/download>

- この州知事令により、重篤化のリスクに脆弱な個人（下記1, 2をご参照下さい）に対する自宅待機指示（shelter in place）は、上記公衆衛生上の緊急事態宣言の期間延長されます。
- ジョージア州では、重篤化のリスクに脆弱な個人を除き、州民及び滞在者に対する自宅待機指示（shelter in place）については、4月30日（木）までとされており、5月1日（金）以降について自宅待機を求める指示は出ておりません。
- 州内の郡（County）や市（City）では、各自治体で独自に施策を発表することもあるため、お住まい又は滞在中の自治体の情報についてもご確認ください。

1 4月23日（木）付のジョージア州知事令に明記された、6月12日（金）までの自宅待機指示（shelter in place）の対象となる個人は以下のとおりです（詳細は州知事令をご確認ください）。

州知事令：<https://gov.georgia.gov/document/2020-executive-order/04232002/download>

- (1) 年齢65歳以上の方
- (2) 特別養護老人ホーム又は介護施設に居住する方
- (3) 慢性肺疾患を持つ方
- (4) 中等度から高度の喘息を持つ方
- (5) 重度の心臓病を持つ方
- (6) 免疫不全のある方
- (7) 全ての年齢層の中でクラスⅢ又は重度の肥満の方
- (8) 糖尿病、肝臓疾患、又は透析を受けている慢性腎疾患の方

2 上記1の自宅待機指示の例外は以下のとおりです（詳細は州知事令をご確認ください）。

- (1) 必要なサービスの実施や参加
- (2) 必要な旅行
- (3) 重要インフラとされていない事業、会社、非営利団体の維持に関する必要最小限の活動
- (4) 重要インフラとされている業務への従事

● ジョージア州知事室 HP：<https://gov.georgia.gov/press-releases>

新型コロナウイルスホットライン：844-442-2681

州保健局感染状況ウェブサイト : <https://dph.georgia.gov/covid-19-daily-status-report>

州経済開発局 COVID-19HP : <https://www.georgia.org/covid19>